

横浜市磯子地区センター及び老人福祉センター横浜市喜楽荘指定管理者選定の評価基準項目

項 目	審 査 の 視 点	配 点
1 団体の状況 (15)		
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	5
(2) 応募理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市の施策や地域の特性、施設の設置目的等を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。</li> <li>・ 地区センター・老人福祉センターの双方の業務に取り組む姿勢や強い意欲、積極性が見られる提案内容か。</li> </ul>	10
2 職員配置・育成 (10)		
所長（館長）及び職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。</li> <li>・ 地区センター・老人福祉センター双方の機能を発揮し、職員の資質を向上するための研修が計画されているか。</li> </ul>	10
3 施設の管理運営 (55)		
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。</li> <li>・ 施設及び設備の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。</li> </ul>	5
(2) 修繕等への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか。</li> <li>・ 建築局が実施する劣化調査や二次点検等に併い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。</li> </ul>	5
(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件・事故の防止体制が適切か。</li> <li>・ 事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。</li> </ul>	5
(4) 公平な利用機会の提供	<p>次の視点等に基づき、誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、多様な利用者への配慮について示されているか。</p> <p>&lt;視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども、高齢者、性的少数者、外国人など多様な利用者への配慮</li> <li>・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供に関する提案。</li> <li>・ バリアフリーおよびユニバーサルデザインに関する配慮。</li> <li>・ 特定の利用者に限定されない多くの人が利用できる運営。</li> </ul>	10
(5) 防災に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。</li> <li>・ 日常的に、地域と連携した取組がなされているか。</li> </ul>	5
(6) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者ニーズ（利用者からの意見、要望、苦情等）を捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。	10
(7) 法令等に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。</li> <li>・ 法令の遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となって</li> </ul>	5

	いるか。	
(8) 感染症拡大防止・災害対応等	利用者が安全に施設を利用することができるよう、感染症等拡大防止対策や災害時対応等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫、災害発生時の施設利用者への対応等)	5
(9) 本市の重要施策を踏まえた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヨコハマプラ 5.3(ごみ)計画、人権尊重、こども・子育て支援、男女共同参画推進など、横浜市の重要施策を踏まえた施設運営となっているか。</li> <li>・ 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた施設運営となっているか。</li> <li>・ DXの推進による業務の効率化と利用者サービスの向上を踏まえた施設運営となっているか。</li> </ul>	5
4 事業の企画・実施 (60)		
(1) 事業計画、事業展開	<地区センター> 地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。	<地区センター> 10
	<老人福祉センター> 高齢者の社会活動を支援する場の提供や、各種相談、健康増進並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供及び介護予防普及啓発事業の実施など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。	<老福> 10
(2) 地域団体との連携・地域コーディネート機能	関係機関及び近隣施設、自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。 また、「地域コーディネート機能」の取組について、適切で具体的な提案があるか。	10
(3) 施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より質の高い市民サービスを提供するための取組について具体的な提案が示されているか。</li> <li>・ 利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。</li> <li>・ 前期の振り返りをふまえた提案となっているか。</li> </ul>	15
(4) 高齢者に対する施設の利用促進	<老人福祉センター> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか。</li> </ul>	5
(5) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営及び事業計画となっているか。	5
(6) 合築施設の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の管理運営・事業展開について、合築施設の特徴を活かした効果的な取組がなされているか。</li> <li>・ 合築施設の特徴を活かした効率化や経費の節減が見込まれているか。</li> </ul>	5
5-1 <地区センター>効果的な指定事業の展開 (20)		
(1) 具体性	指定事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。	5
(2) 住民参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。</li> <li>・ 特定の住民だけでなく、多くの住民が参加できる企画と</li> </ul>	5

		なっているか。	
(3) 事業の質・量		<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い事業を行う工夫が行われているか。</li> <li>参加対象人数や開催回数など「事業の量」が、過去の実施状況を踏まえ適切に確保・計画されているか。</li> </ul>	5
(4) 参加費		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか。</li> <li>多彩で魅力的な事業の実施にあたっては妥当な参加費の設定となっているか。</li> </ul>	5
5-2 <老人福祉センター>効果的な高齢者向け企画事業の展開 (15)			
実施内容		実施内容がバラエティに富み、実施回数が充実し、高齢者のニーズをとらえた提案がされているか。	5
高齢者の参加		①高齢者ニーズの適切な把握、②地域・社会との関わりを持つ場として、参加しやすく魅力的な事業を行う工夫、③参加しやすい料金設定など、高齢者の参加意欲を向上させる事業計画となっているか。	10
6 収支計画及び指定管理料 (30)			
(1) 利用料金等収入増への取組		需要動向を踏まえた効果的な料金設定等の工夫を行っているか。	10
(2) 指定管理料の額		<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。</li> <li>効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。</li> </ul>	10
(3) 施設の課題等に応じた費用配分		利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	10
(評価項目 1～6 合計)			205
7 加減点項目			
(1) 市内中小企業等であるか ※		市内中小企業等への該当 ※ 共同事業体の場合は、代表団体の状況で評価します。	10
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※		障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	4
		ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定</li> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定</li> <li>次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定</li> </ul> ※ 共同事業体の場合は、代表団体の状況で評価します。	6
(3) 当期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）		管理運営実績が良好であるか。	- 8 ～ 15
(4) 自主事業（A型又はB型）の実施		意欲的な自主事業（A型又はB型）の提案があるか。	10
(評価項目 7 合計)			45
総 合 計			250

- 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。
  - 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 205 点満点の 6 割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が 1 団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。
- ※ 「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に該当する旨の申出書類（様式 13 及び様式 13-2）」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

